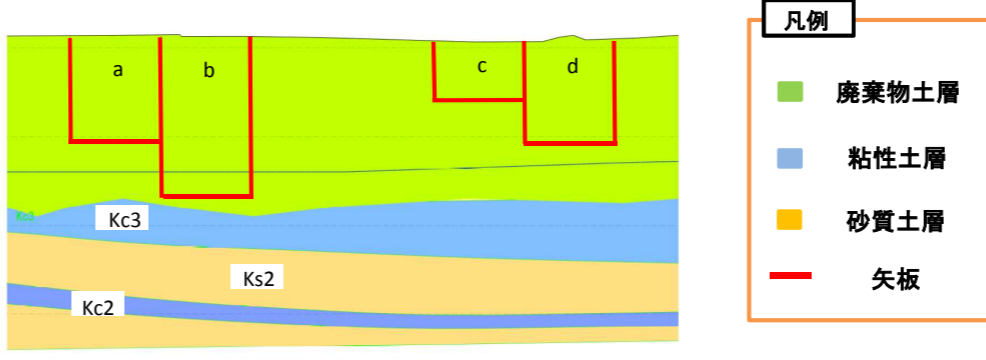


実施計画および資料ページ数	意見・質問	回答および実施計画書(案)における対応	廃棄物部会意見(答申案)
-	(8/22 第1回環境審議会廃棄物部会意見) 周辺地下水の水質モニタリングについて、工事後安定化するまで年4回実施することだが、どこをどれぐらいの期間モニタリングするのが重要。特に透水層がむき出しになることで残物質が拡散することが問題となっているが、その透水層の延長上にあって層を掘り抜いている井戸をモニターとして選んでいるのか。また、帯水層の透水係数と動水勾配により水の移動速度が決まるので、それに見合ったモニタリング期間になっているのか。	(8/22 第1回環境審議会廃棄物部会回答 参考資料2より抜粋) 参考資料1(第1回環境審議会廃棄物部会資料)の2頁の調査地点図のとおり、浸透水、Ks3層、Ks2層とそれぞれの層に井戸を設置して調査を行っている。十数年ここで調査を行っており、今後もここでモニタリングを継続する。地下水の流れは図の右上から左下に向かって流れており、図の左下にあるKs2とKs3が一緒になったK-1で最終的な調査を行う。	
実施計画 49~51頁 資料2 9頁	(追加意見) 変更工法では矢板打設部分の粘性土層を砂置換する形となるが、汚染された浸透水の拡散防止に対する施工中の対応およびその手順を資料に記載してほしい。	(回答) オールケーシング工法は廃棄物土層の部分のみを砂置換するものであり、粘性土層を突き破る計画にはなっていません。また、矢板を粘性土層に打つ場合は、矢板を抜かずにそのまま埋め殺しとするため、廃棄物土層と透水層がつながることはなく、浸透水を拡散させることはないと考えています。  <p>凡例 ■ 廃棄物土層 ■ 粘性土層 ■ 砂質土層 — 矢板</p> <p>有害物掘削除去区画 断面図(例) (※別紙1 参照)</p>	1. 工事中や工事後の周辺環境への影響をできる限り低減する対策を講じるとともに、効果確認のモニタリングや評価を行うこと。 なお、周辺環境への影響やモニタリング結果について周辺住民等に定期的に説明するなど、リスクコミュニケーションに努めること。
-	(8/22 第1回環境審議会廃棄物部会意見) 資料1(第1回環境審議会廃棄物部会資料)の5頁に記載の廃棄物の飛散・流出といった支障等について、現在は起きていないのか。8年の工期の間どのようなプロセスで支障を除去していくのか。	(8/22 第1回環境審議会廃棄物部会回答 参考資料2より回答の一部抜粋) 支障の除去については資料1(第1回環境審議会廃棄物部会資料)の7頁にあるとおり、8年間の年度別計画に基づき実施するが、廃棄物の飛散や悪臭等の支障除去については、平成32年度に計画しているキャッピングによって完了となる。悪臭等の発生は現状ではないが、工事により騒音や振動が発生する可能性はあるので、常に近隣住宅団地境界でモニタリングをしながら工事を進めていく。地下水汚染対策については、参考資料1(第1回環境審議会廃棄物部会資料)の8頁のグラフより工事の成果が一定あったと思われる。遮水工事の残りの部分が完了すれば場外への汚染水流出はなくなる。	
-	(8/22 第1回環境審議会廃棄物部会意見) 覆土になっているところは有害物が撤去されるが、ガス抜き管は必要ないのか。	(8/22 第1回環境審議会廃棄物部会回答 参考資料2より抜粋) 資料1(第1回環境審議会廃棄物部会資料)7頁の平成27年度~30年度の図で、底面遮水工をするピンク色の箇所ですべて水を集めるようにし、ここで相当数のガス抜き管を排水管に接続し、そこからガスを抜く。	2. 廃棄物による支障等が再び引き起こされることのないよう、現地の状況を十分把握し、硫化水素ガス対策や底面遮水等について確実な施工を行うこと。

実施計画および資料ページ数	意見・質問	回答および実施計画書(案)における対応	廃棄物部会意見(答申案)
-	(8/22 第1回環境審議会廃棄物部会意見) 地元の自治会および栗東市等に対して、事業計画の変更に対する説明や情報の開示は終えているか。	(8/22 第1回環境審議会廃棄物部会回答 参考資料2より抜粋) 市を含めた地元との連絡協議会を年4回以上開催している。今年3月の協議会では、矢板設置の際に大きな鋼材が出土し、工事の支障となっていることを説明した。6月には矢板設置工法の説明を行ったが、特に反対意見などはなかった。県の常任委員会での説明のタイミングに合わせて、8月には自治会長に費用の報告も行ったところ。9月にも協議会の開催を予定しているので、その際にも地元の意見などをお聞きしたい。	
実施計画 67頁	(追加意見) 二次対策概算費用の内容について、事業費を変更した理由について記載した方がより透明性が担保されるのではないかと。 (追加意見) 本工事費約39億円に対する約16億円の増額はそれなりの額であるため、費用内訳の分割が無理としても根拠となる一定の説明の仕方が必要ではないかと。	(回答) 実施計画変更案は変更後の状況を記述するものとして整理するよう、国から助言されているため、変更理由等は実施計画には記載しませんが、ホームページで公開する際には変更理由がわかるように記載するほか、地元住民や議会に対して費用の内訳等も含めてできる限りわかりやすい説明をするよう努めます。	3. 事業経費内訳や工事執行状況等の透明性を確保し、県民に対する説明責任を果たすこと。
-	(8/22 第1回環境審議会廃棄物部会意見) 二次対策事業に要する費用が約70億円から約81億円に変更になるとのことだが、今後も同じような形で増えることはないのか。	(8/22 第1回環境審議会廃棄物部会回答 参考資料2より抜粋) 今後絶対に増えないとは言えないが、現時点で想定できることは可能な限り計画に盛り込んだため、これ以上はないと思う。工事を進めるうえで多少の増減はあると思うが、81億円の上限の中で納めるようにしたい。	4. 対策工事の進捗状況やモニタリングの状況等を定期的に当審議会に報告すること。
実施計画 66頁	(8/22 第1回環境審議会廃棄物部会意見) 2 実施予定期間の表現で、支障除去の目標というのは資料のどこに対応しているのか。わかりづらいので、明確に記載すべき。	(対応) 目標の記述箇所を表示する。 (実施計画(変更案)P.45(3)生活環境保全上達成すべき目標) (後添資料2(1)参照)	-
実施計画 67頁	(8/22 第1回環境審議会廃棄物部会意見) 表3-7(2)において、本工事費が5,588百万円となっているが、内訳はどうなっているか。費用としてはここが膨らんでおり内訳を示す必要はないかと。 (8/22 第1回環境審議会廃棄物部会意見) 現行計画と変更案で費目名が異なるものがあるので、国が定める表現方法が変わった等の事情があれば、合わせた方がよいのではないかと。	(対応) 本工事の各項目を旧実施計画通りに記述し、金額については一括りで表記する。 (後添資料2(2)参照)	-